

令和6年度

定期監査報告書

(第3期)

横手市監査委員

監 第 1 6 8 号
令和7年3月28日

横 手 市 長	高 橋 大 様
横手市議会議長	小 野 正 伸 様
横手市教育委員会教育長	伊 藤 孝 俊 様
横手市選挙管理委員会委員長	柴 田 潤 様
横手市公平委員会委員長	近 江 直 人 様
横手市農業委員会会長	飯 野 正 和 様

横手市監査委員 佐 越 和 之
横手市監査委員 飼 田 一 之
横手市監査委員 木 村 清 貴
(公印省略)

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度の定期監査（第3期）を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

なお、令和7年3月17日まで監査を執行した寿松木孝監査委員は同日付をもって退任し、令和7年3月19日に木村清貴監査委員が就任しました。

目 次

1	監査の期間及び対象課等	1
2	監査の範囲	1
3	監査の方法	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の結果の大要	2
6	まとめ	5

別添 監査の結果

(1)	総務企画部	6
(2)	市民福祉部	7
(3)	建設部	9
(4)	上下水道部、水道事業及び下水道事業	9
(5)	教育委員会事務局	10
(6)	選挙管理委員会事務局	10
(7)	監査委員事務局	10
(8)	公平委員会	11
(9)	農業委員会事務局	11

令和6年度 定期監査報告（第3期）

1 監査の期間及び対象課等

令和6年12月3日（火）～令和7年3月27日（木）

実地監査日	対象課等（25機関）
1月21日（火）	建設課、都市計画課、建築住宅課
1月23日（木）	生活環境課、人事課、選挙管理委員会事務局、大型公共施設整備室、経営企画課
1月29日（水）	農業委員会事務局、教育総務課、文化財保護課、学校給食課、学校教育課、教育指導課
1月31日（金）	子育て支援課、社会福祉課、まるごと福祉課、地域包括支援センター、総務課
2月 3日（月）	水道課、下水道課、経営管理課
2月 6日（木）	健康推進課、監査委員事務局、公平委員会

2 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）、令和6年度（令和6年4月1日から令和6年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか行政監査的要素を取り入れ実施した。

3 監査の方法

事前に各課等から、職員業務担当一覧、補助金の状況、契約一覧、公金収納状況及び施設の各種法令に基づく点検状況等についての資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問や実査等の方法により監査した。

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務及び支出事務は、適正に行われているか。
- (2) 補助金等の事務手続きは、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理及び消防法等に基づく防火・防災対策は、適正に行われているか。
- (5) 行政財産使用許可事務手続きは、適正に行われているか。
- (6) 服務関係の手続きは適正に行われているか。
- (7) 物品の管理は適正に行われているか。
- (8) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (9) 前回の監査で指摘した事項が適正に改善されているか。

5 監査の結果の概要

令和6年度第3期の定期監査は、本庁・行政委員会の課等を対象とし、公金の取扱いをはじめ財務事務処理等が関係法令に基づき適正に行われているかを監査した結果、監査した範囲においてはおおむね適正に行われているものと認めた。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘、又は意見・要望事項については、「別添 監査の結果」に記載した。

(1) 未収金への対応について

今回対象となった課が取り扱う未収金については、定期的な電話連絡や訪問等により未収金の縮減に向けた努力が認められた。しかし、事業によっては未収金の解消が進んでいない状況が見受けられた。未納者の生活状況等の把握に努め、関係部署と情報共有し、実情にあった有効な手段を講じ適時適切に処理されたい。

(2) 補助金事務について

「横手市補助金制度に関する指針」に基づき、より公共性の高い補助制度となるよう、補助目的の達成度や費用対効果、補助額（又は補助率）、補助対象などについて所管部局において継続的な検証を行うとともに、公益性と必需性の観点から適正な制度設計と運用が図られるよう努められたい。

なお、交付決定において、決裁権者を誤っている課が見受けられた。横手市事務決裁規程を再度確認し適正な事務処理に努められたい。

（３）契約事務について

課等において行う契約（横手市契約規則第 70 条により契約事務の権限を委任された課長が行う契約）で見受けられた主な指摘事項は以下のとおりである。地方自治法施行令及び横手市契約規則を再度確認し適正な事務処理に努められたい。

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。
- ・随意契約の根拠条項を誤っている。
- ・検査調書において、財政課への合議を行っていない。

（４）工事監理及び委託業務の品質管理について

①工事監理について

市発注工事における施工監理については、現場確認や打合せ体制を強化するなど、監理業務の改善や見直しに積極的に取り組んでいる課が確認された。

なお、発注後の工法変更や設計変更の一部に、発注前の現場確認と原設計の妥当性の確認を行うことで、より効率的な対応や工期の短縮が可能になると思われる事例があった。事前に現場の状況をよく把握し、工事発注前の精度を高め品質管理に努められたい。

②委託業務について

各課等が外部に委託している業務については、昨今の物件費や人件費等の上昇に伴い委託した業務内容の質が確保できない懸念がある。業務内容に応じた委託費の積算や仕様書の作成において、業務内容の質の低下を招かないよう努めるとともに、契約時及び契約期間中の委託業務の実施状況の確認や中間報告、実績報告などを通じ、目的に応じた業務が確実に履行されていることの確認を徹底されたい。

（５）施設管理について

消防設備等点検時に指摘された不良箇所については、改善に向けた努力が認められた。しかし、改善がなされていない施設も見受けられた。緊急を要するものや人命に係わるものは、予備費充用、予算流用での対応や計画的な予算措置を検討し、施設等の安全・安心が保たれるよう早急かつ計画的な改善に努められたい。

（６）財産管理について

行政財産使用許可事務手続きにおいては、前回までの監査よりも指摘事項が

減少し改善に向けた努力が見られた。しかし、未だに年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていないと指摘された課も見受けられた。地方自治法施行令等を再度確認し適正な事務処理に努められたい。

(7) 人事管理について

特定の職員に時間外勤務が集中している課が見受けられた。緊急性や事業の特殊性により業務量が多いのは理解しているが、業務配分に極端な偏りが無いよう配慮されたい。

また、職員健康診断を効果的に進めるため、嘱託医とより連携を図られたい。

なお、人員配置においては、事業の目的と推進の必要性、経済性や効率化の観点から適正な配置に努められたい。

(8) 文書管理について

各種手続きにおいて、相手方から提出された不備がある申請書等を仮に收受することはトラブルの要因になり得る。そのため、申請書等が補完された上で收受するなど、文書の取扱いを再度確認されたい。

(9) 公文書管理規則及び事務決裁規程の適切な履行について

事務事業の処理に当たり、公文書が作成されていないものがあつた。特に重要な事業の推進に当たっては、公文書管理規則及び事務決裁規程に基づき、事業進捗の経緯や契約・交渉の記録等を公文書として起案決裁し、事務処理を適切に履行するよう留意されたい。

(10) 重層的支援体制整備事業の実施について

制度改正に伴い、横手市では令和7年度から重層的支援体制整備事業を本格的に実施することとなっている。本事業の取組の成果によって国からの交付金も変動することから、財源の確保や予算編成の上でも大きな影響がある。制度内容を適切に把握し、関係部署及び関係機関と連携体制を構築することにより、適正な事業推進を図られたい。

(11) 事業継続計画（BCP）の整備について

市民生活の基盤となるインフラの整備と維持において、発災時の初期対応が重要になる。特に上下水道や福祉施設等の機能維持のため、災害時の対応をマニュアル化し、関係各所との連絡体制等を整備しているが、有事を想定した対応マニュアルの検証と、実効性のある事業継続計画（BCP）の整備に努めら

りたい。

(12) 少子化・人口減少対策について

人口減少対策が喫緊の課題であり、市としても他の取組に優先して予算編成し、人口増加や出生数の増加につながる事業に取り組んでいる。出生率の減少などによる児童・生徒数の見通しを踏まえ、次の点にも留意し、事業を進められたい。

- ・出生数の減少は、今後の学校施設の使用・運用に影響を及ぼすことから、効率的、効果的な学校施設の運用や改修等について検証されたい。
- ・学童保育の整備と配置方針についても、担当部署と教育委員会とで緊密に連携をして対応する必要がある、加えて宅地開発や住宅供給の動向を見通した展望が必要になることに留意されたい。

6 まとめ

今回の監査の結果、前述のような改善を要する点や書類等の不備が見受けられた。日常の事務執行に当たっては、法令等を再度確認して適正な事務処理に努められたい。

また、各課等においては、他部署が受けた指摘事項についても全庁的なものとして捉え、将来にわたり同様の指摘を受けることのないよう、管理職員をはじめとした組織的なチェック体制の確立と指導を徹底されたい。

なお、今年度、横手市役所においては全庁で不適正事務根絶に向けた対策に取り組んでいる。今後も継続的に成果が得られるよう、適正な事務事業の執行に努めていただきたい。

軽易な事項については監査会場において、その都度関係職員に改善を指示したので記述を省略する。

別添 監査の結果

(1) 総務企画部

課 名 等	監 査 の 結 果
総務課	1 指摘事項 (1) 施設管理 消防設備等点検時の不良箇所を改善していない。 2 意見・要望 (1) 横手市本庁舎老朽度調査委託について 市の公共施設については、横手市防災計画において、施設管理者が施設の耐震診断、点検を実施し、必要な耐震補強・改修等を推進する方針となっている。今回の委託調査による成果を検証し、今後の大規模改修計画の立案作成に当たっては、耐震性の強化について遺漏のないよう確認されたい。
人事課	1 指摘事項 なし
経営企画課	1 指摘事項 軽易な事項はあったものの、おおむね適正と認められた。 2 意見・要望 (1) 補助金の運用について 補助金の統括課として「横手市補助金制度に関する指針」に基づき、より公共性の高い補助制度となるよう、補助目的の達成度や費用対効果、補助額（又は補助率）、補助対象などについて所管部局が行う検証にも引き続き目を向け、公益性と必需性の観点から適正な制度設計と運用が図られるよう努められたい。
大型公共施設整備室	1 指摘事項 なし

課 名 等	監 査 の 結 果
大型公共施設整備室	2 意見・要望 (1) 文書事務処理について 所管している事業は市民の関心が高い事業であり、関係機関との協議や契約業務に関する打合せ記録等について、公文書管理規則及び事務決裁規程に基づき、適切な事務処理に留意されたい。

(2) 市民福祉部

課 名 等	監 査 の 結 果
社会福祉課	1 指摘事項 (1) 契約事務 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。
子育て支援課	1 指摘事項 (1) 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。
まるごと福祉課	1 指摘事項 (1) 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。 2 意見・要望 (1) 重層的支援体制整備事業について 制度改正に伴い、令和7年度から本格実施される本事業については、制度内容を適切に把握し、関係部署及び関係機関と連携体制を構築することにより、効果的な事業の推進を図られたい。

課 名 等	監 査 の 結 果
まるごと福祉課	(2) 敬老事業補助金について 本事業は、令和5年度に創設されているが、補助事業の実施主体や地域により実状が異なり、補助事業の公平性や機会均衡等の条件が変化している。事業目的の達成状況や費用対効果、補助額などについて検証されたい。
地域包括支援センター	1 指摘事項 なし 2 意見・要望 (1) 重層的支援体制整備事業について 制度改正に伴い、令和7年度から本格実施される本事業については、制度内容を適切に把握し、関係部署及び関係機関と連携体制を構築することにより、効果的な事業の推進を図られたい。
健康推進課	1 指摘事項 なし
生活環境課	1 指摘事項 (1) 契約事務 委託契約の検査調書において、財政課への合議を行っていない。 (2) 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。 2 意見・要望 (1) 横手衛生センターの基幹的設備改良事業について 複数年度にわたり多額の費用を要する事業の進捗に係ることは、公文書管理規則及び事務決裁規程に基づき、公文書として起案決裁し、事務処理を適切に履行されたい。

(3) 建設部

課 名 等	監 査 の 結 果
建設課	1 指摘事項 なし 2 意見・要望 (1) 工事における施工監理について 工事現場における監理業務の改善や見直しに積極的な対応が見られた。今後も、現場確認や打合せ体制の強化を図られたい。
都市計画課	1 指摘事項 (1) 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。
建築住宅課	1 指摘事項 なし

(4) 上下水道部、水道事業及び下水道事業

課 名 等	監 査 の 結 果
経営管理課	1 指摘事項 なし
水道課	1 指摘事項 なし 2 意見・要望 (1) 工事における施工監理について 工事現場における監理業務の改善や見直しに積極的な対応が見られた。今後も、現場確認や打合せ体制の強化を図られたい。 (2) 事業継続計画（BCP）の整備について 水道機能の維持のため、発災時の対応はマニュアル化され、連絡体制は整備されている。大規模な災害を想定したマニュアルの検証や、実効性のある事業継続計画（BCP）の整備に努められたい。

課 名 等	監 査 の 結 果
下水道課	1 指摘事項 (1) 補助金事務 交付決定において、決裁権者を誤っている。 2 意見・要望 (1) 事業継続計画（BCP）の整備について 下水道機能の維持のため、発災時の対応はマニュアル化され、連絡体制は整備されている。大規模な災害を想定したマニュアルの検証や、実効性のある事業継続計画（BCP）の整備に努められたい。

（５）教育委員会事務局

課 名 等	監 査 の 結 果
教育総務課	1 指摘事項 なし
文化財保護課	1 指摘事項 なし
学校教育課	1 指摘事項 なし
教育指導課	1 指摘事項 なし
学校給食課	1 指摘事項 なし

（６）選挙管理委員会事務局

課 名 等	監 査 の 結 果
選挙管理委員会事務局	1 指摘事項 なし

（７）監査委員事務局

課 名 等	監 査 の 結 果
監査委員事務局	1 指摘事項 なし

(8) 公平委員会

課 名 等	監 査 の 結 果
公平委員会	1 指摘事項 なし

(9) 農業委員会事務局

課 名 等	監 査 の 結 果
農業委員会事務局	1 指摘事項 なし